



令 2 環 境 政 策 第 572 号
令 和 3 年 (2021 年) 2 月 9 日

国土交通省中国地方整備局長
国土交通省九州地方整備局長
山口県知事
福岡県知事
北九州市長
下関市長

様

山口県知事 村岡 嗣政



下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見について

このことについて、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第14条第2項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

下関北九州道路（以下「本事業」という。）は、国土交通省中国地方整備局、国土交通省九州地方整備局、山口県、福岡県、北九州市及び下関市を事業予定者として、下関市から北九州市に至る橋梁部を含む延長約8～12kmの道路を整備する事業であり、既存道路ネットワークの課題の解消や関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、更には循環型ネットワーク形成による関門地域の一体的発展を目的に計画されている。

また、本配慮書においては、起点を旧彦島有料道路、終点を北九州都市高速道路として、臨海部の産業拠点の連絡性を高める「臨海部迂回ルート」、両市中心部を結ぶとともに、集落や市街地を可能な限り回避した「集落・市街地回避ルート」、両市中心部を結ぶとともに、海峡渡河部の距離を最小とした「海峡渡河幅最小ルート」の3ルート帯が複数案として設定されている。

一方、事業実施想定区域の海上部は、下関市と北九州市の連携により一体的な景観形成が進められている関門海峡に位置し、陸上部や沿岸部には、複数の住居や学校等が存在するほか、自然海岸や藻場等の重要な自然環境のまとまりの場、重要な植物群落等が認められることから、本事業の実施による環境保全上の影響が懸念される。

今後、事業計画の更なる検討に当たっては、選定した計画段階配慮事項はもとより、以下の事項についても検討し、また、それらの経緯及び結果については、環境影響評価方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1 全体的事項

- (1) 本事業は、海峡を渡河する橋梁部分を含む計画であり、大規模かつ長期間に渡る工事が想定される。また、供用開始後は相当程度の交通量が見込まれ、市街地や沿岸部を中心に広範囲において生活環境や自然環境への影響が懸念される。このため、ルート帯の選定を始め、道路構造の検討や工事計画の策定等に当たっては、専門家や関係自治体等の意見を踏まえ、工事や道路の存在、供用に伴い予想される環境影響を的確に把握した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 今後、本事業に伴い連絡道路の新設や既存道路の拡張等が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、それらの影響を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 事業実施想定区域に含まれる関門海峡は、国際航路であるとともに、漁業等の事業活動の場として利用されていることから、今後の事業の実施に当たっては、幅広い主体に対して事業計画や本事業の実施に伴う環境影響、環境保全措置等の内容について、積極的な情報提供と丁寧な説明に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質及び騒音・振動

ア いずれのルート帯においても複数の住居や学校等が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、住居や学校等への影響に配慮したルート帯及び道路構造の選定に努めること。

イ 本事業の供用開始後、本事業や既存道路も含めた地域において、交通量の増加に伴う大気汚染物質や道路交通騒音等の影響を受ける可能性が考えられる。このため、予想交通量の的確な把握に努め、適切な調査地点を選定した上で、調査、予測及び評価を実施し、大気環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水環境

本事業では、陸域における大規模な造成のほか、沿岸部周辺における橋脚の設置工事等が想定されることから、工事に伴う濁水の発生等による水質や水生生物への影響が懸念される。このため、工事計画の策定に当たっては、濁水防止対策等の環境保全措置を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、水環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺には、広く化石層が存在する可能性があり、特に、「臨海部迂回ルート」については、下関市指定天然記念物の「彦島西山の化石層」を含む複数の化石層が存在している。このため、工事計画の策定に当たっては、関係機関と協議し、重要な地形及び地質の保護等に必要な配慮を行うこと。

(4) 動物・植物

ア 本事業の起点周辺には、重要な動物種の生息地である「ウミガメ産卵地」が存在するほか、いずれのルート帯においても自然海岸や藻場等の重要な自然環境のまとまりの場が分布していることから、沿岸部周辺における工事の実施や道路の存在による海生生物や生態系への影響が懸念される。このため、直接改変や潮流変化等による生息環境等への影響に配慮したルート帯及び道路構造の選定に努めるとともに、適切に調査、予測及び評価を実施し、海生生物や生態系への影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域に含まれる海岸には、貴重な植生が存在している可能性があるほか、「集落・市街地回避ルート」及び「海峡渡河幅最小ルート」については、重要な植物群落である「彦島福浦町金比羅神社社叢」の周辺を通過するため、直接改変のみならず、道路の存在による日照障害等の影響が懸念される。このため、重要な植物群落等の生育状況を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

事業実施想定区域及びその周辺は、下関市と北九州市が連携し、「関門景観」として一体的な景観形成に取り組んでいる地域であるほか、起点周辺には眺望点として「老の山公園」や「ナイスビューパーク」が存在しており、道路の存在による景観への影響が懸念される。このため、地域住民や関係自治体等の意見を踏まえ、フォトモンタージュ等による評価を行うなど、関門景観との調和に努めるとともに、眺望景観への影響を回避又は十分に低減にすること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

いずれのルート帯においても人と自然との触れ合いの活動の場である「ひこつとらんどマリンビーチ」や「老の山公園」が存在することから、本事業による直接改変やアクセス性の変化等の影響が懸念される。このため、適切に調査、予測及び評価を実施し、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 廃棄物等

工事の実施に伴い、廃棄物や建設発生土が多く発生するおそれがあることから、その発生を抑制するとともに、適切に調査、予測及び評価を実施すること。